

鬼北町電子地域通貨利用規約

令和 6 年 4 月 1 日

告示第 191 号

(目的)

第 1 条 この告示は、鬼北町電子地域通貨事業実施要綱（令和 5 年鬼北町告示第 190 号、以下「要綱」という。）に定める事項について、利用施設等における利用者に提供するサービスの内容と利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この告示で使用する用語は、要綱に定める用語の例による。

(利用施設等での電子地域通貨の利用)

第 3 条 利用者は、電子地域通貨使用取引の決済に電子地域通貨を利用することができる。

ただし、商品券その他の金券類や電子マネー、その他利用施設等が別途定める一部商品については、利用できないものとする。

- 2 利用者は、電子地域通貨使用取引の決済に電子地域通貨を利用した場合は、電子地域通貨の残高（以下「電子地域通貨残高」という。）から電子地域通貨使用取引の決済額を差し引くことにより、金銭にて支払う場合と同様の効果が生じるものとする。
- 3 利用者は、利用施設等において電子地域通貨使用取引を行う場合、当町の定める方法により、現金その他の支払方法と電子地域通貨による支払方法を併用することができるものとする。
- 4 利用者は、電子地域通貨使用取引を行った場合で、返品、瑕疵、欠陥等の取引上の問題が発生したときは、利用者と利用施設等の間で解決するものとする。
- 5 利用者は、カード等を第三者に貸与、譲渡又は質入れすることはできないものとする。
- 6 アプリの利用に要する利用者の携帯電話の通信料及び接続料等は、利用者が負担するものとする。

(電子地域通貨が利用できない場合)

第 4 条 利用者は、次のいずれかの場合においては、その期間において、電子地域通貨の発行を受けること、電子地域通貨使用取引を行うこと、又は電子地域通貨残高の確認をすることができないことをあらかじめ承諾するものとする。

- (1) 当町の責によらない電子地域通貨を提供するシステムの故障、停電、天災地変その他の事由による使用不能の場合
 - (2) 利用施設等の責によらないカードの破損、利用施設等の機器の故障、停電、天災地変その他の事由による使用不能の場合
 - (3) 保守管理等のために電子地域通貨を提供するシステムの全部又は一部を休止する場合
 - (4) その他やむを得ない事情による場合
- 2 前項各号の場合において、電子地域通貨を利用することができないことにより利用者に生じた不利益又は損害については、当町及び利用施設等は一切の責任を負わないものとする。

(払戻しの禁止)

第5条 利用者は、発行された電子地域通貨について、原則として払戻しを受けることはできない。ただし、利用者のやむを得ない事情により、電子地域通貨の利用が著しく困難となったと判断する場合は、例外的に払戻しを受けることができる。

(電子地域通貨の有効期限)

第6条 電子地域通貨の有効期限は、利用者が利用施設等で電子地域通貨を最後に利用した日から起算して2年を経過した日とする。

2 前項の規定にかかわらず、当町の事業として発行する電子地域通貨の有効期限は、発行する都度、定めるものとする。

3 残高の有無に関わらず、有効期限を過ぎた場合は、電子地域通貨残高は無効になるものとする。

(電子地域通貨の利用停止)

第7条 当町は、利用者が次のいずれかに該当した場合は、当該利用者に対して事前通知又は催告をすることなく、電子地域通貨の利用を停止することができる。

(1) 利用者がこの告示に違反したとき

(2) 利用者が電子地域通貨の利用者として適当でないと当町が判断したとき

(電子地域通貨の終了)

第8条 当町は、社会情勢の変化、法令の改廃、その他の事由により、事前に告知のうえ、電子地域通貨の発行又は利用を終了する場合がある。

(反社会的勢力の排除)

第9条 利用者は、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを当町及び利用施設等に対して確約し、表明するものとする。

(1) 暴力団員、暴力団準構成員及び暴力団関係企業の従業員並びにその関係者、総会屋等及びその共生者

(2) その他前号に準ずる者

2 当町及び利用施設等は、利用者が前項に定める事項に違反した場合又は違反しているおそれがあると判断した場合は、利用者に何ら催告をせず直ちに電子地域通貨の利用を停止することができるものとし、当該電子地域通貨残高は失効するものとする。この場合において、当町及び利用施設等は、これにより被った損失、損害、費用等の賠償を利用者に対し請求することができるものとする。

(カードの紛失又は汚損、破損時の再発行等)

第10条 カードを紛失し、汚損し又は破損（以下「紛失等」という。）したことにより、電子地域通貨が利用できない場合は、カードを再発行することができる。この場合において、紛失等をしたカードの番号が把握でき、かつ利用者と再発行希望者の本人確認ができた場合には、電子地域通貨残高を再発行後のカードに引き継ぐものとする。

2 当町及び利用施設等は、紛失等により生じた利用者への損害について、一切の責任を負わないものとし、カードを第三者が利用した場合も同様とする。

3 当町及び利用施設等は、紛失等により電子地域通貨残高が有効期限を過ぎたとしても、

一切の責任を負わないものとする。

(カード等の安全管理及び不正利用等への対応)

第 11 条 利用者は、カード等を適正に管理し、カード等に関する情報の秘密を守るために合理的に可能なすべての措置を常に講じるものとする。

2 利用者は、カード等を紛失し、又は盗難に遭った場合、不正使用の可能性がある場合又はカード等に関する情報が第三者により取得されたことが疑われる場合は、直ちに町に届け出るものとする。

3 当町は、カード等の盗難、紛失、第三者による不正使用の発生又はそのおそれがあると判断した場合は、カード等の利用を停止する。

4 当町は、利用者に対し、カード等の紛失、盗難又は不正使用について書面による詳細の報告を求めることがあり、この場合には、利用者は当該求めに協力するものとする。

5 利用者が、カード等の紛失、盗難等により第三者にカード等が使用された場合においても、当町は一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第 12 条 当町の責めに帰すべき事由により利用者が損害を被った場合において、当町の損害賠償責任の範囲は、当該事由が発生した時点において利用者が保有する電子地域通貨の利用可能残高に限られるものとし、間接損害、特別損害及び逸失利益については、予見可能性の有無を問わず、当町は損害賠償責任を負わないものとする。ただし、当町に故意又は重大な過失がある場合は、この限りでない。

2 利用者は、この告示に違反したことにより、当町、利用施設等、他の利用者又はそれ以外の第三者に損害を与えたときは、その一切の損害を直ちに賠償するものとする。

(個人情報の取扱い)

第 13 条 当町は、鬼北町個人情報保護法施行条例（令和 5 年条例第 2 号）に基づき、個人のプライバシー、名誉、その他第三者の権利を侵害することのないよう、利用者に関する情報を取扱うものとする。

2 利用者の個人情報の利用に関する目的は、電子地域通貨に係るサービスの向上及び事務の効率化のために利用するものであり、利用者の承諾なく情報の収集、目的外の利用及び第三者への提供を行うことはない。

3 当町は、前項において、利用者がカードの署名欄に署名し、利用することで、事前に利用者の承諾を得たものとして扱うものとする。

(規約の変更)

第 14 条 本規約を変更する場合、あらかじめ利用者に対して変更の内容を告知するものとし、当該告知の日から 7 日が経過した後に、利用者が電子地域通貨を利用したときは、利用者が当該変更内容を承諾したものとみなす。

(準拠法及び裁判管轄)

第 15 条 本規約に関する準拠法は、すべて日本国法とする。

2 当町と利用者の中で訴訟の必要が生じた場合は、その訴額に応じ、被告の所在地を管轄する裁判所を簡易裁判所又は地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

この告示は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。